第六節　特定遊興飲食店営業の規制等

（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）

第七十四条の二　第六条の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。この場合において、第六条の二中「風俗営業」とあるのは、「特定遊興飲食店営業」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等）

第九十七条　［略］

2　第三十七条の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。

3　［略］

4　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（風俗環境浄化協会等に関する規則の一部改正）

第三条　風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（調査員） **第四条**　都道府県協会は、次の各号のいずれかに該当する者を法第三十九条第二項第六号又は第七号の規定による調査の業務（以下「調査業務」という。）に従事させてはならない。 一　［略］ 二　法第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者 三　精神機能の障害により調査業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ［2・3　略］ （解任の勧告） **第六条**　公安委員会は、調査員が第四条第一項第二号又は第三号に掲げる者に該当すると認めるとき、又は都道府県協会の役員若しくは調査員がその職務に関し不正な行為をした場合において、著しく都道府県協会の事業の運営に支障が生ずると認めるときは、都道府県協会に対し、当該役員又は調査員の解任を勧告することができる。	（調査員） **第四条**　［同上］ 一　［同上］ 二　法第四条第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者 ［号を加える。］ ［2・3　同上］ （解任の勧告） **第六条**　公安委員会は、調査員が第四条第一項第二号に掲げる者に該当すると認めるとき、又は都道府県協会の役員若しくは調査員がその職務に関し不正な行為をした場合において、著しく都道府県協会の事業の運営に支障が生ずると認めるときは、都道府県協会に対し、当該役員又は調査員の解任を勧告することができる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正）

第四条　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第六節　特定遊興飲食店営業の規制等 ［条を加える。］ （特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等） **第九十七条**　［同上］ ［項を加える。］ 2　［同上］ 3　［同上］	**第六節**　特定遊興飲食店営業の規制等 （心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者） **第七十四条の二**　第六条の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第四条第一項第五号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。この場合において、第六条の二中「風俗営業」とあるのは、「特定遊興飲食店営業」と読み替えるものとする。 （特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等） **第九十七条**　［略］ 2　第三十七条の二の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第二項第三号の国家公安委員会規則で定める者について準用する。 3　［略］ 4　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正） **第四条**　遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	